

京都府交通安全基本条例（平成26年京都府条例第46号） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(危険運転の根絶)</p> <p>第17条 府民は、飲酒運転、無免許運転_____、居眠り運転、制御困難な高速度での自動車の運転その他の危険な運転は取返しのつかない結果をもたらし、決して許されないものであることを十分に認識し、家庭や地域、職場等において、危険な運転の根絶に向けた取組を実施するよう努めなければならない。</p>	<p>(危険運転の根絶)</p> <p>第17条 府民は、飲酒運転、無免許運転、<u>妨害運転</u>、居眠り運転、制御困難な高速度での自動車の運転その他の危険な運転は取返しのつかない結果をもたらし、決して許されないものであることを十分に認識し、家庭や地域、職場等において、危険な運転の根絶に向けた取組を実施するよう努めなければならない。</p>